

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 コセキ株式会社

事業所の
所 在 地 福島県福島市岡部字東町71-1

事業所の
名 称 コセキ株式会社 福島営業所

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和4年10月16日から
令和9年10月15日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年9月8日

農林水産大臣 野村 哲郎